

令和7年度

貸与奨学金事業

〔募集要項〕

令和7年2月

(公財)日本教育公務員弘済会山形支部

1 応募について

(1) 応募資格

文部科学省の所管に属する国公立の大学院、大学、短期大学、高等専門学校の第4学年以上及び専修学校専門課程に在学（入学手続きを完了）しており申請年度の4月1日時点で30歳未満の方。

(2) 貸与期間と貸与金額

貸与期間：修業期間(在学中の方は残存修業期間)

貸与金額：修業期間1年につき25万円以内とし最高100万円。

〈奨学金の貸与例〉

- ・ 高等専門学校 25万円×2年間=50万円
- ・ 専修学校専門課程 25万円×2年間=50万円
- ・ 短期大学 25万円×2年間=50万円
- ・ 大学 25万円×4年間=100万円
- ・ 大学院 25万円×2年間=50万円
- ・ 4年制大学の2年生に貸与した場合(残存修業期間2年～4年の3年間)
 25万円×3年間=75万円まで貸与可能

(3) 奨学金の利息 無利子（奨学金の返済が滞ると延滞金が発生します。）

(4) 募集人数 55名程度（先着順ではありません。）

2 申請の手続き

(1) 募集期間

令和7年2月3日(月)～令和7年4月4日(金) 必着（当日消印有効）

(2) 申請時の提出書類

次のア～ウの全てを（公財）日本教育公務員弘済会山形支部（以下、「山形支部」）まで提出してください。

ア. 奨学生申請書（様式1）

イ. 貸与奨学生付属調査票（様式4）

ウ. 連帯保証人の所得に関する証明書（市町村発行の所得証明書や課税（非課税）証明書いずれも直近のもの、コピー可）

3 採用決定及び通知

採用決定： 6月中旬

山形支部の選考委員会で選考され、6月中旬開催の幹事会で採用が決定します。
その後、採用決定通知書及び手続きに必要な書類等を連帯保証人に送付します。

4 決定後の手続きと奨学金の貸与方法

(1) 提出書類

次のア～エの全てを山形支部まで提出してください。その後、(公財)日本教育公務員弘済会(以下、「本部」)に送付します。

ア. 奨学金借用証書(様式5)

イ. 貸与奨学金誓約書(様式7)

ウ. 在学証明書(原本)

エ. 連帯保証人の印鑑登録証明書(発行から3ヵ月以内の原本)

(2) 貸与に関する意思確認

奨学金を貸与するにあたり、電話にて、奨学生本人あて事前に意思確認をいたします。

(3) 奨学金の振込

奨学生名義の口座へ、本部から全額を一括して振り込みます。

振込は、4(1)ア～エの全ての書類が本部に到着してから2～3週間ほどかかります。

5 奨学金の返還

(1) 返還方法

貸与奨学金は学校卒業の年まで据え置き、卒業した年の12月から返還開始となります。
以後、毎年12月末を納期限とする年賦返還です。

(2) 返還の手続き

返還開始(卒業の年)の2月に、「預金口座振替依頼書・自動払込申込書」が本部から本人あてに直接郵送されますので、返還の手続きをしてください。

(3) 延滞金について

返還納期限を過ぎた場合は延滞金が発生します。

※延滞の場合、貸与奨学金事業規程に基づき奨学生及び連帯保証人に督促等の措置をとります。その後の返還は延滞金から先に充当されます。

(4) 特別返還請求

奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、当会は貸与した奨学金の全額を直ちに返還請求することができます。

- ① 奨学金を貸与目的以外に使用したとき
- ② 偽りの申請その他不正な手段によって貸与を受けたとき
- ③ 返還期限を1年以上延滞したとき

6 成果報告書の提出

卒業論文概要または、学習成果報告及び奨学金の主な使途について「貸与奨学生成果報告書（様式 80）」（400 文字程度）を提出していただきます。

※「貸与奨学生成果報告書（様式 80）」は、返還が開始される年の2月に「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」送付時に同封されます。

7 その他

次の①～④のような場合には、必ず山形支部あて連絡してください。

- ① 進学、編入学、留学、転学、休学、留年、または退学したとき。
- ② 奨学生または連帯保証人の住所、氏名に変更があったとき。
- ③ 奨学生または連帯保証人が死亡したとき。
- ④ その他、奨学生または連帯保証人に異動があったとき。

問い合わせ先・書類提出先

〒990-0023 山形市松波四丁目6-15
（公財）日本教育公務員弘済会山形支部 貸与奨学金係
TEL 023-622-7211